

新 旧

対 照 表

要綱名 介護分野 ICT化等事業費補助金交付要綱

改正前	
介護分野 ICT化等事業費補助金交付要綱	
第1・第2 (略)	
第3 介護ロボット導入支援事業	
(1)～(3) (略)	
(4) 補助額及び補助率等	
ア 介護ロボットの導入に伴う補助額	
補助対象経費の <u>2分の1</u> (千円未満切捨て) の額と次表に掲げる補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。	
補助対象機器	補助基準額 (1 機器あたり)
移乗介助 (装着型・非装着型) 及び入浴支援機器	1,000,000 円
上記以外	300,000 円
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る補助額	
補助対象経費の <u>2分の1</u> (千円未満切捨て) の額と補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。なお、補助基準額は、見守り機器の補助基準額の合計 (1 機器あたりの補助基準額300,000円×見守り機器の台数) からアにて算出した見守り機器の補助額の合計を差し引いた額とする。	
ウ (略)	
(5)～(6) (略)	
第4 ICT導入支援事業	
(1)・(2) (略)	
(3) 補助対象範囲等	
ア～エ (略)	
オ その他	
バックオフィス業務 (業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務) のためのソフトの導入に係る経費 (ただし、当該年度の補助による場合を含め、一気通貫 (転記等の業務が発生しないこと) の環境が実現できている場合に限る。	
※ 毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費 (当該年度の3月末までに係る経費) のみが対象となる。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。	

改正後	
介護分野 ICT化等事業費補助金交付要綱	
第1・第2 (略)	
第3 介護ロボット導入支援事業	
(1)～(3) (略)	
(4) 補助額及び補助率等	
ア 介護ロボットの導入に伴う補助額	
補助対象経費の <u>4分の3</u> (千円未満切捨て) の額と次表に掲げる補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。	
補助対象機器	補助基準額 (1 機器あたり)
移乗介助 (装着型・非装着型) 及び入浴支援機器	1,000,000 円
上記以外	300,000 円
イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る補助額	
補助対象経費の <u>4分の3</u> (千円未満切捨て) の額と補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。なお、補助基準額は、見守り機器の補助基準額の合計 (1 機器あたりの補助基準額300,000円×見守り機器の台数) からアにて算出した見守り機器の補助額の合計を差し引いた額とする。	
ウ (略)	
(5)～(6) (略)	
第4 ICT導入支援事業	
(1)・(2) (略)	
(3) 補助対象範囲等	
ア～エ (略)	
オ その他	
バックオフィス業務 (業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成、 <u>電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフト</u> などの業務) のためのソフトの導入に係る経費 (ただし、当該年度の補助による場合を含め、一気通貫 (転記等の業務が発生しないこと) の環境が実現できている場合に限る。	
<u>また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。</u>	
※ 毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費 (当該年度の3月末までに係る経費) のみが対象となる。また、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。	

新 旧

要綱名 介護分野 ICT化等事業費補助金交付要綱

改正前		
(4) 補助額及び補助率		
補助対象経費の <u>2分の1</u> (千円未満切捨て) の額と次表に掲げる補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。		
事業所職員数	補助基準額 (1事業所あたり)	
1名以上 10名以下	1,000,000 円	
11名以上 20名以下	1,600,000 円	
21名以上 30名以下	2,000,000 円	
31名以上	2,600,000 円	
<p>※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。</p> <p>※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。</p> <p>※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数(常勤換算)で少ない方の区分により算定する。</p>		
(5) (略)		
第5 交付の申請		
(1) 提出書類		
事業区分	介護ロボット導入支援事業	ICT導入支援事業
交付申請書	様式第1号	
補助金申請事業所一覧表	様式第2号	
補助金所要額調書	様式第3号	様式第4号
事業計画書	様式第5号	
収支予算書	様式第6号	
<u>資金状況調べ</u>	<u>様式第7号</u>	
導入計画書	別紙1	別紙2
(2) (略)		
第6～第9 (略)		

対 照 表

改正後		
(4) 補助額及び補助率		
補助対象経費の <u>4分の3</u> (千円未満切捨て) の額と次表に掲げる補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。		
事業所職員数	補助基準額 (1事業所あたり)	
1名以上 10名以下	1,000,000 円	
11名以上 20名以下	1,600,000 円	
21名以上 30名以下	2,000,000 円	
31名以上	2,600,000 円	
<p>※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。</p> <p>※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。)とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えない。</p> <p>※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数(常勤換算)で少ない方の区分により算定する。</p>		
(5) (略)		
第5 交付の申請		
(1) 提出書類		
事業区分	介護ロボット導入支援事業	ICT導入支援事業
交付申請書	様式第1号	
補助金申請事業所一覧表	様式第2号	
補助金所要額調書	様式第3号	様式第4号
事業計画書	様式第5号	
収支予算書	様式第6号	
導入計画書	別紙1	別紙2
(2) (略)		
第6～第9 (略)		

新 旧

対 照 表

要綱名 介護分野ICT化等事業費補助金交付要綱

改正前
<p>第10 概算払の請求手続</p> <p>提出書類 各1部</p> <p>ア 概算払承認申請書・請求書（様式第11号）</p> <p><u>※様式第1号にて概算払を申請している場合を除く。</u></p> <p>イ 資金状況調べ（様式第7号）</p>
<p>第 11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</p> <p>（略）</p>

改正後
<p>第 10 概算払の請求手続</p> <p>提出書類 各1部</p> <p>ア 概算払承認申請書・請求書（様式第 11 号）</p> <p>イ 資金状況調べ（様式第 7 号）</p>
<p><u>第 11 導入支援と一体的に行う業務改善支援報告</u></p> <p><u>第 3 又は第 4 により介護ロボット、ICT 機器等を導入する介護事業所は、「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることを要件とし、県に対して以下のとおり報告する。</u></p> <p><u>(1) 支援内容</u></p> <p><u>ア 第三者による業務改善支援</u></p> <p><u>生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援。</u></p> <p><u>なお、本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であることに留意する。</u></p> <p><u>イ 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等</u></p> <p><u>介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談対応等を行う。</u></p> <p><u>(2) 提出書類 各1部</u></p> <p><u>導入支援と一体的に行う業務改善支援報告書（様式第 12 号）</u></p> <p><u>(3) 提出期限</u></p> <p><u>別に定める日まで</u></p>
<p>第 12 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</p> <p>（略）</p>

新 旧

対 照 表

要綱名 介護分野ICT化等事業費補助金交付要綱

改正前
第13 その他 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。
附 則 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、平成30年11月27日から適用する。
附 則 この要綱は、令和元年7月23日から適用する。
附 則 この要綱は、令和2年7月7日から適用する。
附 則 この要綱は、令和2年11月20日から適用する。
附 則 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和6年1月31日から適用する。

改正後
第13 その他 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。
附 則 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、平成30年11月27日から適用する。
附 則 この要綱は、令和元年7月23日から適用する。
附 則 この要綱は、令和2年7月7日から適用する。
附 則 この要綱は、令和2年11月20日から適用する。
附 則 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。
附 則 この要綱は、令和6年1月31日から適用する。
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年 月 日から適用する。</u>

改正前

別表 (略)

別紙1・2 (略)

改正後

別表 (略)

別紙1・2 (略)

改正前

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

介護分野ICT化等事業費補助金交付申請書
（事業）

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

年度において介護分野ICT化等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請額 円
(県費補助所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 — 円 = 円

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

3 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

改正後

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

介護分野ICT化等事業費補助金交付申請書
（事業）

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

年度において介護分野ICT化等事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円
(県費補助所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 — 円 = 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

改正前

様式2号 (略)

改正後

様式2号 (略)

補助金所要額調書 (補助金精算書)
(ICT導入支援事業)

事業所名	総事業費 A 円	寄附金その 他の収入額 B 円	補助対象経費 C 円	Cの 4分の3の額 (千円未満切捨て) D 円	補助基準額 E 円	消費税仕入控 除額税額等 F 円	補助所要額 G 円
合計							

- (注)
- 行が足りない場合は、行を追加すること。
 - 事業所 (サービスク種別) ごとに記入すること。
 - 寄附金その他収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、総事業費から当該寄附金その他収入金の額を控除するものとする。
 - C欄には、A欄からB欄を差し引いた金額のうち、補助対象経費となる経費の合計金額を記入すること。
 - G欄には、D欄とE欄を比較していずれか少ない方の額からF欄の額を差し引いた額を記入すること。

改正後

補助金所要額調書 (補助金精算書)
(ICT導入支援事業)

事業所名	総事業費 A 円	寄附金その 他の収入額 B 円	補助対象経費 C 円	Cの 2分の1の額 (千円未満切捨て) D 円	補助基準額 E 円	消費税仕入控 除額税額等 F 円	補助所要額 G 円
合計							

- (注)
- 行が足りない場合は、行を追加すること。
 - 事業所 (サービスク種別) ごとに記入すること。
 - 寄附金その他収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、総事業費から当該寄附金その他収入金の額を控除するものとする。
 - C欄には、A欄からB欄を差し引いた金額のうち、補助対象経費となる経費の合計金額を記入すること。
 - G欄には、D欄とE欄を比較していずれか少ない方の額からF欄の額を差し引いた額を記入すること。

改正前

改正前

様式5号～9号 (略)

改正後

様式5号～9号 (略)

改正前

様式第 10 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請求書 （概算払請求書）
（ 事業）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定（確定）を受けた介護分野 I C T 化等事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

改正後

様式第 10 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請求書
（ 事業）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定（確定）を受けた介護分野 I C T 化等事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

改正前

様式 11 号 (略)

改正後

様式 11 号 (略)

改正前

改正後

様式第12号（用紙 日本産業規格A4縦型）

介護分野ICT化等事業費補助金導入支援と一体的に行う業務改善支援報告書
(事業)

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地

法人名

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護分野ICT化等事業費補助金に係る導入支援と一体的に行う業務改善支援を受けたので、次のとおり報告します。

記

1 支援内容

支援の有無	No	支援項目
	1	第三者による業務改善支援
	2	介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

【備考】

・1又は2いずれかの支援で可。

(参考)

(1) 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援。

なお、本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であることに留意する。

(2) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談対応等を行う。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

改正前

様式第 12 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

消費税仕入控除税額等報告書
(事業)第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護分野 I C T 化等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額)	金	円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付する。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

改正後

様式第 13 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

消費税仕入控除税額等報告書
(事業)第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人所在地
法人名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護分野 I C T 化等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額	金	円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額 (3 の額から 2 の額を差し引いた額)	金	円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付する。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

